

令和4年7月27日（水）
労働政策課長 酒井 和二
TEL:029-301-3635（内線 3630）

茨城県最低賃金改正に関する要請結果について

昨日、茨城労働局長及び茨城地方最低賃金審議会会長に対し、榊原産業戦略部長から別紙のとおり、要請書を提出し、栃木県をはじめ近隣県との地域間格差の是正に向け、本県の経済実態を反映した最低賃金の引上げが行われるよう要請をいたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 日 時
令和4年7月26日（火） 16:00
- 2 場 所
茨城労働局4階 局長室（水戸市宮町1-8-31）
- 3 要 請 先
・茨城労働局長 下角 圭司 氏
・茨城地方最低賃金審議会会長 清山 玲 氏
- 4 要 請 者
茨城県知事 大井川 和彦（榊原産業戦略部長）
- 5 要 請 内 容

別紙のとおり

【要請内容】

○榊原産業戦略部長

「本県の最低賃金は、近隣県と比べ低くなっており、各経済指標に照らしても経済実態が正確に反映されているとは言えない。

今月末に中央最低賃金審議会から、最低賃金額改定の目安が提示される予定だが、栃木県をはじめとする近隣県との格差解消に向け、目安額を3円以上、上回る積極的な引上げが行われるようお願いしたい。」

【要請先のコメント】

○茨城労働局長

「要請内容を審議会に報告し、議論していきたい。中小・零細企業に賃上げしてもらえる環境を整えることが重要である。業務改善助成金など支援策の周知を進めていきたい。」

○茨城地方最低賃金審議会会長

「県からの要請の趣旨を踏まえ、しっかり審議していきたい。」

本県最低賃金の改正について

本県の持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、消費の拡大という好循環を生み出し、企業の収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげるよう、県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要であります。

しかしながら、本県の最低賃金は、経済実態が正確に反映されているとはいえ、本県が位置付けられているBランクにおいて、経済指標は11府県中5位である一方、最低賃金の額は8位と下位に位置しております。

また、栃木県など他県との最低賃金の格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点からも格差の是正は、早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では国に対し、最低賃金の引上げと最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援強化について強く要請を行ったところであります。

また、県内企業の経営者に対しても、様々な機会を捉えて最低賃金引上げの必要性について理解を求めているところであります。

本県の有効求人倍率は、本年5月時点で1.48倍と関東近県で最も高い水準にあり、これを人材確保の好機と捉え、賃金水準の底上げを図ることで、県内事業者の採用活動を下支えすることが必要であります。

つきましては、今月末に中央最低賃金審議会から目安が提示されることとなっておりますが、最低賃金額の決定にあたっては、本県の経済実態を反映するとともに、栃木県をはじめ近隣県との地域間格差の是正に向け、国の目安額を3円以上、上回る積極的な引上げが行われますようお願いいたします。

あわせて、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図るとともに、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しては、業務改善助成金など各種支援措置の実施及び積極的な周知について、引き続き、ご配慮いただきますようお願いいたします。

労働
局長
宛て
のみ
記載

令和4年7月26日

茨城地方最低賃金審議会会長 清山 玲 殿

茨城労働局長 下角 圭司 殿

各通

茨城県知事 大井川 和彦

要請書手渡しの様子

○要請先：茨城労働局長



○要請先：茨城地方最低賃金審議会会長



(参考資料)

令和3年度地域別最低賃金時間額一覧

| 順位 | 都道府県名 | ラ ン ク | 最低賃金時間額【円】 | 参考 | |
|-----------|---------------|-------------|------------------|------------------|----|
| | | | | H29ランク分け 総合指数 | 順位 |
| 1 | 東 京 | A | 1,041 (1,013) | 100.0 | 1 |
| 2 | 神 奈 川 | A | 1,040 (1,012) | 87.1 | 2 |
| 3 | 大 阪 | A | 992 (964) | 84.1 | 3 |
| 4 | 埼 玉 | A | 956 (928) | 81.3 | 5 |
| 5 | 愛 知 | A | 955 (927) | 82.8 | 4 |
| 6 | 千 葉 | A | 953 (925) | 81.0 | 6 |
| 7 | 京 都 | B | 937 (909) | 79.6 | 7 |
| | 全国加重平均 | | 930 | | |
| 8 | 兵 庫 | B | 928 (900) | 79.5 | 8 |
| 9 | 静 岡 | B | 913 (885) | 79.3 | 9 |
| 10 | 三 重 | B | 902 (874) | 76.7 | 16 |
| 11 | 広 島 | B | 899 (871) | 77.3 | 13 |
| 12 | 滋 賀 | B | 896 (868) | 78.3 | 10 |
| 13 | 北 海 道 | C | 889 (861) | 73.0 | 29 |
| 14 | 栃 木 | B | 882 (854) | 77.9 | 12 |
| 15 | 岐 阜 | C | 880 (852) | 74.6 | 26 |
| 16 | 茨 城 | B | 879 (851) | 78.2 | 11 |
| 17 | 富 山 | B | 877 (849) | 76.8 | 14 |
| 17 | 長 野 | B | 877 (849) | 76.8 | 14 |
| 19 | 福 岡 | C | 870 (842) | 75.1 | 24 |
| 20 | 奈 良 | C | 866 (838) | 75.5 | 22 |
| 20 | 山 梨 | B | 866 (838) | 76.5 | 17 |
| 22 | 群 馬 | C | 865 (837) | 76.1 | 18 |
| 23 | 岡 山 | C | 862 (834) | 76.1 | 18 |
| 24 | 石 川 | C | 861 (833) | 76.0 | 20 |
| 25 | 新 潟 | C | 859 (831) | 72.8 | 30 |
| 25 | 和 歌 山 | C | 859 (831) | 73.9 | 28 |
| 27 | 福 井 | C | 858 (830) | 74.2 | 27 |
| 28 | 山 口 | C | 857 (829) | 75.1 | 24 |
| 29 | 宮 城 | C | 853 (825) | 75.4 | 23 |
| 30 | 香 川 | C | 848 (820) | 75.8 | 21 |
| 31 | 福 島 | D | 828 (800) | 70.7 | 32 |
| 32 | 徳 島 | C | 824 (796) | 72.6 | 31 |
| 32 | 島 根 | D | 824 (792) | 69.6 | 36 |
| 34 | 山 形 | D | 822 (793) | 70.1 | 34 |
| 34 | 青 森 | D | 822 (793) | 67.0 | 44 |
| 34 | 秋 田 | D | 822 (792) | 66.8 | 45 |
| 34 | 大 分 | D | 822 (792) | 70.3 | 33 |
| 38 | 愛 媛 | D | 821 (793) | 70.0 | 35 |
| 38 | 岩 手 | D | 821 (793) | 67.8 | 41 |
| 38 | 宮 崎 | D | 821 (793) | 66.5 | 46 |
| 38 | 長 崎 | D | 821 (793) | 68.5 | 39 |
| 38 | 熊 本 | D | 821 (793) | 69.0 | 38 |
| 38 | 鹿 児 島 | D | 821 (793) | 67.7 | 42 |
| 38 | 鳥 取 | D | 821 (792) | 69.5 | 37 |
| 38 | 佐 賀 | D | 821 (792) | 67.6 | 43 |
| 46 | 沖 縄 | D | 820 (792) | 63.1 | 47 |
| 46 | 高 知 | D | 820 (792) | 68.4 | 40 |

※ ()は令和2年度地域別最低賃金額

※ 加重平均:企業の賃上げ額を賃上げの影響を受ける常用労働者数を計算に反映させ、一人当たりの平均値を算出する方法